

令和8年4月からの変更点等

設計審査手数料と工事検査手数料の変更

13 mm～25 mm	：2,250 円
30 mm～40 mm	：4,500 円
50 mm～	：6,750 円

道路占用許可書の確認方法

道路占用許可書(写し)の提出を廃止し、検査申請書提出の際、道路占用許可書を確認する。

直結直圧式給水事前協議の省略【Ⅲ-1-2】

表Ⅲ-1-1 に該当する場合は、4階建物まで直結直圧式給水事前協議を省略できる。

直結増圧式給水方式の採用【Ⅲ-1-2】

直結増圧式給水事前協議によって認められれば、直結増圧式給水方式を可とする。

給水装置工事主任技術者の検査立会【Ⅲ-1-6・Ⅶ-2-4】

完成図審査及び工事検査には、給水装置工事主任技術者の立会を必要とする。

水道メーターの口径決定方法【Ⅳ-4-4】

水道メーターの口径は、これまで通り、器具負荷単位表から算出した合計単位数を基に決定するものとするが、器具負荷単位表は新基準書に記載されたものを使用する。
器具給水負荷単位計算表(参考様式)等を添付すること。

引込管の最小口径【Ⅳ-7-1・Ⅳ-8-1・Ⅳ-8-7】

道路内における給水管の分岐、配管口径は原則として20mm以上とするが、廿日市事務所では、25mm以上を推奨する。

分岐方法【Ⅳ-7-2】

φ75以上の被分岐管からφ50を取出しする分岐方法は、サドル付分水栓も可とする。

メーター二次側バルブの設置【Ⅳ-7-4・Ⅳ-7-5】

40mm以上のメーターを配管する場合は、メーター交換時の戻り水による事故を防止するため、これまで通り、逆止弁の二次側にバルブの設置を推奨する。

第1 止水栓とメーターの設置位置の変更【IV-9-2・IV-10-1】

- 第一止水栓 $\phi 40$ 以下・・・道路境界から 1.0m以内
- $\phi 50$ 以上・・・道路境界から 1.5m以内
- メーター $\phi 40$ 以下・・・道路境界から 2.0m以内
- $\phi 50$ 以上・・・第1 止水栓から 2.0m以内

メーターユニット【IV-10-3】

集合住宅の配管スペースにメーターを設置する場合はメーターユニットを使用すること。

メーターまでの材料について、指定材料を使用すること。

第1 止水栓：ボール止水栓（両側めねじ）・キーハンドル 【V-5-1】

第2 止水栓：伸縮式ボール止水栓（両側おねじ）

$\phi 25$ までは蝶ハンドル、 $\phi 40$ は丸ハンドル 【V-5-2】

メーターボックス：団章入り【V-6-2】

※止水栓とメーターボックスは、これまでの指定材料を令和 11 年 3 月 31 日まで使用可。

止水栓ボックス【IV-9-2】

配管の管種： $\phi 20$ ～ $\phi 50$ まで・・・水道用ポリエチレン二層管（PP）【IV-8-1】

ポリエチレン二層管の継手：耐震性の金属継手（WSA 規格を推奨）【V-4-3】

作図の条件（色及び線種）、表示記号の変更【第VI章 図面作成】

水圧テストの試験水圧及び保持時間【VII-2-1】

分岐部・・・0.75MPa 1 分間

分岐部からメーターまで・・・0.75 MPa 1 分間

メーター下流側の給水装置・・・1.75 MPa 1 分間

工事写真管理項目【VII-2-5】

工事写真は、表VII-2-2 を参考に必要な項目の写真を提出すること。

申込書様式の変更【IX-4-1】

給水装置工事申込書（第1 号様式）・・・申込者の記名押印が必要。

同意書・誓約書（第2 号様式）・・・土地使用承諾、支管分岐承諾が必要な場合に提出。

所有者変更届（第19 号様式）・・・記名で可。押印不要。旧所有者不明の場合は新所有者が所有権を取得したことを証する書類（売買契約書の写し、公図や登記事項証明書）を添付すること。

活水器等設置申請書（第23 号様式）・・・浄水器等設置する場合。記名で可。押印不要。